

内閣参質一二一第一一号

平成三年十月十八日

内閣総理大臣 海部 俊樹

参議院議長 長田 裕二殿

参議院議員 正敏君提出 国際緊急援助隊の派遣に関する法律の一部を改正する法律案における
自衛隊の参加規模に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員既正敏君提出国際緊急援助隊の派遣に関する法律の一部を改正する法律

案における自衛隊の参加規模に関する質問に対する答弁書

一について

国際緊急援助隊の派遣に関する法律の一部を改正する法律案による改正後の国際緊急援助隊の派遣に関する法律(昭和六十二年法律第九十三号)及び自衛隊法(昭和二十九年法律第六十五号)の規定に基づき、自衛隊の部隊等に国際緊急援助活動又はこれに係る輸送を行わせる場合における当該部隊等の規模については、その時点における状況等により異なるものであるため、一概には言えない。

二について

仮定の問題について答弁することは、差し控えたい。